

## 岡山大学農学部附属山陽圏フィールド科学センター利用要項

第1条 岡山大学農学部附属山陽圏フィールド科学センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 センターの利用は、教育研究、農学に関する産官学の共同研究、その他センター長が承認した事業に限る。

第3条 センターの利用ができる者は、次の者とする。

- 一 農学部の教員及び職員
- 二 センター長の承認を受けた者

第4条 センターを利用しようとする者は、別に定める利用申込書を提出し、センター長の承認を受けるものとする。

第5条 センターを利用した場合は、利用にかかる所定の経費を負担するものとする。但し、センター長が承認した場合はこの限りではない。

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この要項は平成16年4月1日から施行する。